

# 法令等遵守の態勢

## コンプライアンスに対する考え方

「コンプライアンス」とは、法令や内部の規程類等、さらには、確立された社会的規範など、あらゆるルールを遵守することを意味します。

金融機関は、多数のお客様からお預りしている預金をもとに業務を営んでおり、その社会的責任と公共的使命から、法令・社会的規範の遵守にもっとも厳正であることが求められています。

とりわけ、ろうきんは非営利の勤労者福祉金融機関として、会員労働組合や勤労者の皆様の信頼にお応えするため、その経営姿勢には、特に高いレベルの倫理性が求められていると考えています。

こうした考え方に立ち、当金庫では、「コンプライアンス」を経営の最重要課題の一つとして位置付け、倫理綱領とコンプライアンス・プログラムに基づいて、コンプライアンスの実践に役職員一丸となっており取り組んでおります。

コンプライアンスを重視した経営こそが、当金庫をご利用いただいている皆様の信頼・期待にお応えすることにつながると考え、役員を先頭にすべての役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

## コンプライアンス体制

### (1) 理事および理事会

理事および理事会は、コンプライアンスの徹底が経営の最重要課題の一つであると認識し、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス関連規程、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンス・マニュアル等を策定しています。また、金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態勢の実効性確保に努めるとともに、コンプライアンス重視の組織風土を醸成するために行動しています。

### (2) 監事および監事会

監事は、理事会等の重要な会議に出席するとともに、本部・営業店等の実地調査を行い、金庫運営におけるコンプライアンスの徹底状況について検証しています。

### (3) コンプライアンス委員会

理事長が委員長となってコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、法令等遵守態勢の構築・整備および実効性の確保に努めるとともに、その結果について、理事会および監事会に報告しています。なお、コンプライアンス委員会には、顧問弁護士もメンバーとして出席しています。

### (4) 法令遵守統括責任者

副理事長が法令遵守統括責任者となり、コンプライアンス重視の組織風土の醸成、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス違反行為の発生防止など、コンプライアンスに関するすべての活動を統括しています。

### (5) コンプライアンス統括部門

コンプライアンス統括部門としてリスク統括部を設置し、コンプライアンスの状況を一元管理するとともに、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修、コンプライアンス違反行為の原因究明、再発・未然防止策の策定等を行っています。

また、コンプライアンス全般に関する相談窓口となっています。

### (6) 法令遵守県統括責任者

各県本部副本部長が法令遵守県統括責任者となり、コンプライアンス違反行為の発生を防止するため、県内の法令遵守担当者に必要な助言を与えるとともに、コンプライアンス違反行為が発生した場合は、コンプライアンス統括部門と連携して、速やかに事実関係を調査し問題解決を図ることとしています。

### (7) 法令遵守担当者

すべての部署で法令遵守担当者が任命され、コンプライアンスに関する諸施策の具体化と教育・研修の実施、コンプライアンス違反の恐れがある行為の統括部門への報告・相談、法令遵守状況の定期的なモニタリングと統括部門への報告等を行っています。また、各部署におけるコンプライアンスに関する相談窓口となっています。

### (8) 弁護士等、外部の専門家との連携

必要に応じて、弁護士等の外部の専門家より、コンプライアンス態勢全般について、客観的・専門的見地からの助言・チェックを受けています。

### (9) 苦情等への対応（金融ADR制度への対応）

#### ① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制と内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。

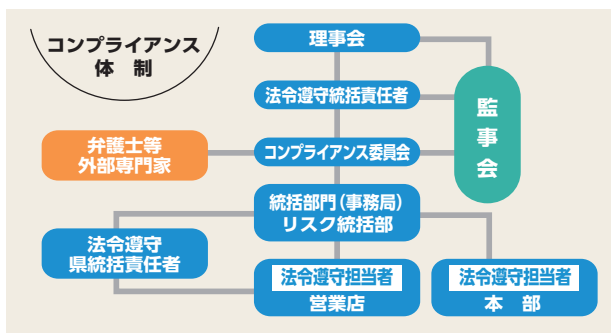
苦情は、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に、営業店（電話番号はP.45～P.49参照）か、お客様相談窓口（電話：0120-191-562）または全国労働金庫協会ろうきん相談所（電話：0120-177-288）にお申し出ください。

#### ② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に上記お客様相談窓口または全国労働金庫協会ろうきん相談所にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。なお、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京都以外の地方の方々からの申立について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- ア. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。（東北で利用可能な県 宮城県・山形県・福島県）
- イ. 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。（東北で利用可能な県 青森県・秋田県・岩手県・山形県・福島県）



## コンプライアンス態勢強化に向けた取り組み

法令等遵守態勢の充実強化を図るため、以下の取り組みを進めています。

### (1) コンプライアンス・プログラムの作成

コンプライアンスを徹底し、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの実効性をあげていくために、年度毎にその具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成し、確実に実行しています。

### (2) コンプライアンス・マニュアルの作成

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの）として、毎年、諸法令の制定・改正等を踏まえた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配付して、その内容の周知を図っています。

### (3) 各種委員会の開催

「コンプライアンス委員会」、「企画委員会」等を定例開催し、コンプライアンスをはじめとする業務執行状況の把握や、苦情等の原因分析とその改善策の立案、実践等に努めています。

### (4) 法令遵守担当者会議の開催、各種研修の実施

コンプライアンス意識浸透の取り組みとして、法令遵守担当者会議の開催や各種研修・啓蒙活動を実施しています。

#### ○各種研修

以下の研修を行うとともに、コンプライアンスや金融法務に関する通信教育、検定試験に積極的に取り組んでいます。

- ・役員コンプライアンス研修
- ・部店長コンプライアンス研修
- ・法令遵守担当者コンプライアンス研修
- ・階層別、業務担当別研修
- ・コンプライアンス・ミニ研修（全職場で第1、3、5水曜日）、事務取扱規程ミニ研修（全職場で第2、4水曜日）等

#### ○役員講話

各種会議や研修会の場において、役員が直接コンプライアンスに関する講話を行い、職員との意思疎通・コンプライアンスの浸透を図っています。

### (5) 苦情・相談、コンプライアンス違反対応体制の整備

お客様からの苦情・相談や犯罪の発生に備えて、適切な対応を図ることができるよう、リスク統括部を窓口とする処理体制や警察等関係機関への通報体制も整備しています。

### (6) コンプライアンス・モニタリングの実施

コンプライアンス違反行為の有無とコンプライアンス浸透度合いを検証するため、各種チェックリストで定期的なモニタリングを実施するとともに、リスク統括部が各営業店に出向いて、コンプライアンス調査を実施しています。

### (7) 内部監査による取り組み

被監査部門（本部各部室・各営業店等）のリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証するための部門として、

被監査部門から独立した代表理事直属の監査部があります。

監査部においては、定期的な被監査部門に対する臨店監査を実施し、不適正な事務処理等の発見・指摘を行うとともに、内部管理態勢等の評価および改善提言・是正勧告を行っています。

また、その内容については常務会・理事会に報告されており、被監査部門の内部管理態勢等について経営陣が把握しております。

さらに、内部統制システムの妥当性を確認するために「財務諸表の正確性」について検証し、代表理事（理事長）に報告するシステムとなっております。

### (8) 個人情報の保護

個人情報保護方針（P.7 参照）、個人情報保護規程等を制定するとともに、集合研修、職場内コンプライアンス研修等において個人情報保護の重要性を徹底し、お客様の個人情報の保護について万全を期しています。

#### 東北労働金庫倫理綱領（抜粋）

2003年10月1日第1回理事会制定

##### （労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚）

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

##### （きめ細かい金融等サービスの提供）

2. 私たちは、創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

##### （法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営）

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

##### （フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築）

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

##### （反社会的勢力の排除）

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

##### （経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実）

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

##### （倫理重視の姿勢）

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

##### （難解な倫理問題の積極的な解決）

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

##### （経営トップの姿勢）

9. 経営トップは、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに企業倫理の徹底を図ります。

##### （再発防止と厳正処分）

10. 本綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

# リスク管理の態勢

## 基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会（その他機関会議）により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

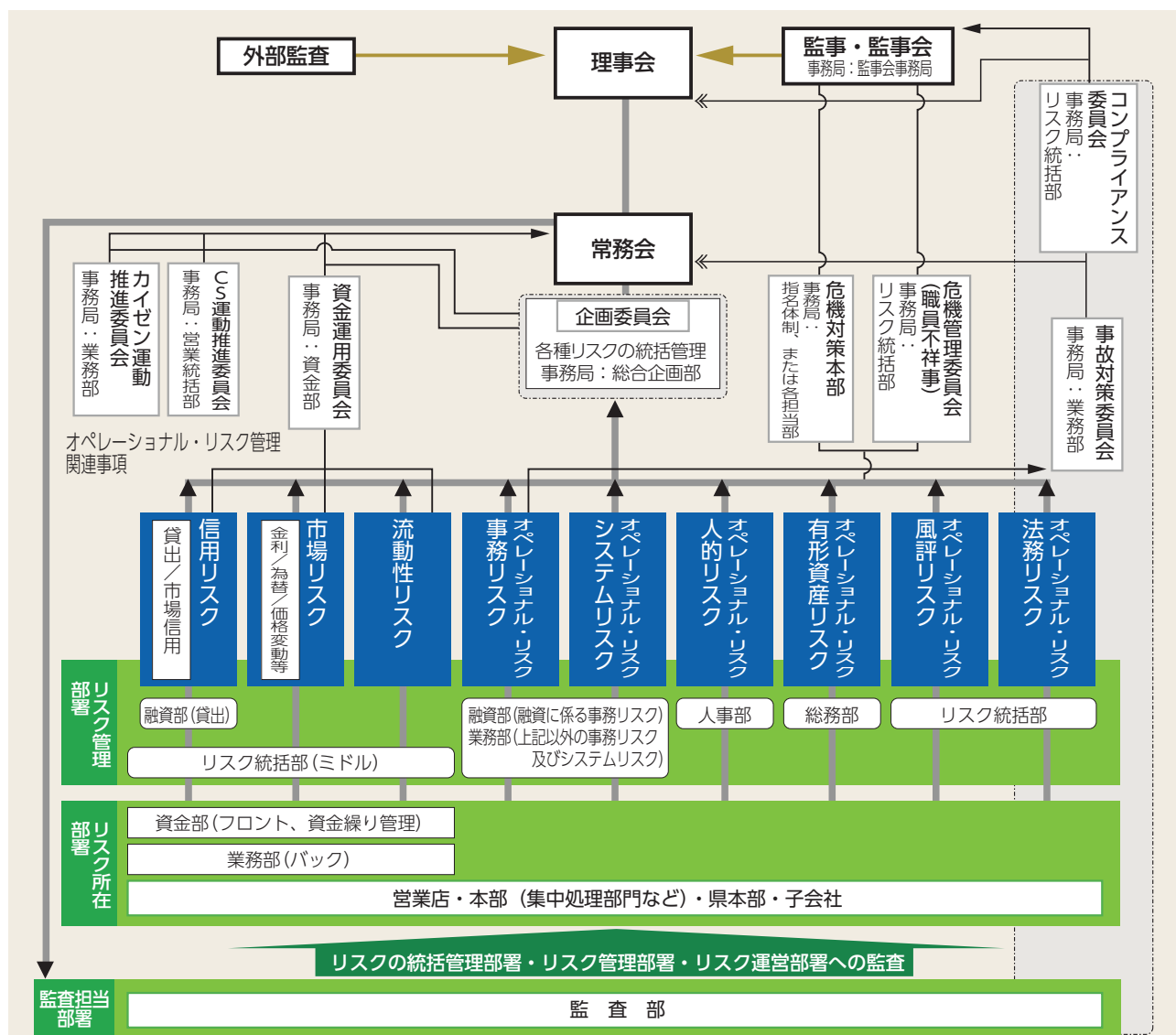
## 統合的リスク管理の取り組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的な管理態勢は以下の通りです。

- (1) 業務上想定されるリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」に区分けし、それぞれ管理部門を設け管理するとともに、それらをリスク統括部が統括管理する体制としています。
- (2) このうち、「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。
- (3) さらに、質的な評価も加えた各リスクの管理状況・必要な改善対応策等について、定期的に企画委員会で確認しております。
- (4) また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

■ 2017 年度リスク管理体制図





## 企画委員会の概要

### 【構成】委員長 理事長

委員 副理事長、専務理事、本部常務理事、  
執行役員、監査部長、リスク統括部長、  
総合企画部長、資金部長、業務部長、融資部長、  
営業統括部長、総務部長、人事部長  
事務局 総合企画部

### 【委員会の役割】

1. リスク管理方針、リスク管理計画の策定及び資本配賦・その他リスク限度額の設定に係る協議
2. リスク管理関連規程等の制定、改廃に係る協議
3. リスク管理、顧客サポート管理に係る状況の確認
4. 業務改善取組状況（CS・カイゼン取組に係る事項を含む）、実地調査（臨店指導）状況の確認
5. 会員不祥事件を踏まえた再発防止策の協議（商品、制度、事務手続等）
6. 資産・負債の総合管理（ALM）に係る金利見通しに係る協議
7. 資金調達・運用方針、リスクヘッジ方針などの調達・運用の総合的な協議
8. その他、リスク管理、顧客保護等管理に係る対応の協議
9. 危機管理計画規程の改廃、危機管理計画規程に定める平常時の危機管理対応に関する協議及び危機発生に係る事後対応の確認
10. その他委員長が必要と認めた事項

付機関が発表する格付等を参考に取得・保有管理するなど、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

## 2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、収益の安定性および財務の健全性を確保する観点から以下によりリスクをコントロールしています。

- (1) VaR（バリュー・アット・リスク）により、デリバティブ取引を含め資産・負債全体で一定の確率のもと発生し得る時価ベースでの最大損失見込額を定期的（毎月末時点）に計測し限度額管理することで、リスク量を一定の範囲内にコントロールしています。
- (2) また、金利等のリスク要素毎に、一定幅相場が変動した場合にどの程度資産・負債の時価が変動するかといったリスク感応度分析やストレステストを実施したり、リスク要素間の変動の相関性も把握することで適切な政策対応に結びつけられるよう努めています。
- (3) さらに、金利リスクに関しては期間損益シミュレーションを実施することで、金利変動による収益への影響を把握しています。
- (4) 上記の計測・評価結果につきましては、定期的に担当理事に報告するとともに、リスク状況を踏まえ、預金・融資の推進、資金運用、デリバティブ取引を活用したリスクヘッジ等の政策対応について、企画委員会で協議のうえ常務会等の機関会議で必要な決定のもと実施することで、的確な収益・リスク管理に努めています。
- (5) なお、有価証券については日々評価損益、リスクの把握に努め、市場急変時への対応態勢を整えています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

## 3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、必要な資金調達ができなかつたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることで損失を被る「資金繰りリスク」と、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」が、「流動性リスク」です。

当金庫では、運用・調達両面での資金動向を一元的に把握・分析・推計したうえで、収益性も踏まえた資金繰り計画を策定し、適正な流動性を確保した資金繰りを通じて流動性リスクをコントロールしています。

## 各リスク管理態勢

### 1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

- (1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
  - ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
  - ・金庫全体の信用リスク管理として、定期的に自己査定を行うとともに、リスク属性毎にリスク量を計測し限度額管理するほか、同一与信先・業種等への与信集中の状況、延滞等問題債権の状況を把握し、リスクコントロールに努めています。
- (2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、規程等に定める保有基準、保有限度額に基づき、信用格

## 4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下の通り区分し、管理しています。

### ■事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起ると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、業務事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法など業務規程に基づく処理の厳正化について周知徹底を図っているほか、管理部署が各店の事務管理態勢をチェックする態勢を整えるとともに、各店舗が定期的に実施する自店検査、監査部による内部監査、事務過誤・苦情トラブルの状況等を基にリスク状況の分析・モニタリングを行い、改善対応にあたっています。

また、研修等により職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能を活用するなどして、事務の誤処理の発生防止に努めています。

### ■システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度 1470 ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器の揺れを 8 分の 1 に減衰する機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、ボールベアリングとオイルダンパーの組み合わせにより、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時 2 回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、2 系統の UPS（無停電電源装置）、2 基の自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、労働金庫総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要なシステムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うための CSIRT 態勢を、〈ろうきん〉業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、情報資産の管理ならびに各種システムリスクを回避するために、「システムリスク管理細則」を制定し、重要度に応じてデータのバックアップを講じています。

また、システムアクセス時の ID およびパスワード設定など適正な管理を行い、安全性と信頼性の確保に努めています。

さらに、規程・マニュアルの整備を図るとともに、必要に応じて見直しを行い、トラブル時の対処方法等を周知徹底しています。

### ■法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士や監査法人等の外部の専門家に相談を行っています。

### ■人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、および差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および人事等級制度を基本とした職員の働きがい高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修等の取り組みを行うとともに、セクシャルハラスメント等を防止する取り組みとして相談窓口の常設や職場状況の定期的なチェックを行っています。

### ■有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

### ■風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

| リスクの種類  | リスク定義                                                      | 管理部署       |
|---------|------------------------------------------------------------|------------|
| 事務リスク   | 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク                   | 業務部<br>融資部 |
| システムリスク | コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク                 | 業務部        |
| 法務リスク   | お客様に対する過失による義務違反、その他法令等を逸脱した行為に伴い損失を被るリスク                  | リスク統括部     |
| 人的リスク   | 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失を被るリスク | 人事部        |
| 有形資産リスク | 災害その他の事象から有形資産が毀損することにより損失を被るリスク                           | 総務部        |
| 風評リスク   | 当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等から信用が低下することにより損失を被るリスク                  | リスク統括部     |

## 危機管理体制

当金庫では、自然災害やコンピュータ・システムの障害、新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理計画規程」を制定しています。

危機発生時には危機対策本部の設置を行い、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）」にもとづき迅速に対応できる体制を構築しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期に復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」の整備を図っています。

また、コンピュータ・システム障害の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。